第 96 回定時株主総会インターネット開示事項

■事業報告

・当社の新株予約権等に関する事項‥‥‥

■事業報告

当社の新株予約権等に関する事項

2020年３月31日現在

当社は，次のとおり，ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

名称	2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 （2017年12月７日発行）
社債の総額	500億円
新株予約権の数	5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	1,429円
新株予約権の行使期間	2017年12月21日から2022年１月11日まで
社債の残高	500億円

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は，株主・投資家のみなさま，お客さま，地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため，次の方針に従って，必要な組織・制度等を継続的に整備し，エネルギアグループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

１．当社の取締役，執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑴ 取締役会は通常月１回開催し，経営の基本方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに，取締役から定期的に，また必要に応じて，職務執行状況の報告を受け，取締役の職務執行を監督する。また，執行役員に対して，必要に応じて職務執行の状況について，取締役会への報告を求める。

⑵ 取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議するため，経営会議を原則として毎週開催する。

⑶ 執行役員に業務執行を担わせることにより，取締役会の意思決定および監督機能の強化，ならびに業務執行の効率化を図る。

⑷ エネルギアグループの企業行動憲章および中国電力企業倫理綱領を制定し，取締役および執行役員がこれを率先垂範するとともに，自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。

⑸ 取締役会の諮問機関として，会長を委員長とし，社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し，コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また，コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し，企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく，コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実，取締役，執行役員および使用人に対する教育等を行う。

⑹ 法令違反行為等の未然防止と是正を図るため，社内および社外（弁護士事務所）に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し，相談者保護を含めた的確な対応を行う。

⑺ 各組織の長は，それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに，業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。

⑻ 財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し，財務報告の信頼性確保に係る制度の整備，指導・調整を行う。

⑼ 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し，反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み，断固として対決する。

⑽ 業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し，業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

２．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴ リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め，各組織において各種リスクの洗い出し，評価，対応策の検討を行い，経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。

⑵ リスク管理を総括する組織を設置し，リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに，社長執行役員を議長とするリスク戦略会議を設置し，重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。

⑶ 非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には，対策本部等を設置して，情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに，適時・的確な情報公開を行う。

３．当社の取締役および執行役員の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る文書（電子文書を含む。）等については，文書規程等に基づき，法令に定めがあるものについては少なくともその期間，法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め，適切に保存・管理する。

４．当社の取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴　経営の基本方針・目標を明確化し，経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより，効率的な事業運営を推進する。

⑵　適切に組織（組織機構・業務分掌・職務権限）・制度・情報システムの整備を行い，効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

５．企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑴　グループ企業の取締役，執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに，グループ経営の方針・目標を定め，グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また，グループ企業管理に係る諸制度を整備し，各企業の事業活動を適切に指導・支援する。

ｂ．グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。

ｃ．当社が設置する企業倫理相談窓口は，グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。

ｄ．当社の内部監査組織は，グループ企業における業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

⑵　グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。

⑶　グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ａ．グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には，当社への協議または報告を求める。

ｂ．上記ａ．以外でグループ企業において，コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合，または発生が見込まれる場合には，当社への報告を求める。

６．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令外の組織として，監査等委員会の職務を補助する専任組織を設置し，必要な使用人を配置する。当該使用人については，取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る業務を兼務させず，もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わせるものとし，また，人事に関する事項については，監査等委員会の同意を得たうえで行う。

７．当社の監査等委員会への報告に関する体制

⑴　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

ａ．監査等委員会は，経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させることができる。

ｂ．取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，監査等委員会への報告事項に該当する事実が発生した場合または発生が見込まれる場合には，速やかに報告を行う。

⑵　グループ企業の取締役，執行役員，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への協議・報告，企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，遅滞なく当社の監査等委員会に報告を行う。

⑶　当社の監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会に報告した者に対して，その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし，そのための体制を整備する。

８．当社の監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）のために請求した費用等については，当社は，それが当該監査等委員の職務に必要がないことを証明した場合を除き，速やかに処理を行う。

９．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴　代表取締役は，監査等委員会との意見交換のための会合を定期的に行い，経営全般について相互に認識を深める。

⑵　取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，監査等委員会が選定する監査等委員から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は，速やかにこれに応じる。また，内部監査組織は，監査等委員会に内部監査結果を適宜報告するなど，監査の実効性を高めるため，監査等委員会との連携を図る。

〔注〕グループ企業とは，会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

○　分社後の中国電力ネットワーク株式会社（本年４月に一般送配電事業等を承継）の経営機構・組織体制等を整備するとともに，中国電力グループの将来を展望した新たな経営ビジョン「エネルギアチェンジ2030」の策定，エネルギアグループの行動憲章および中国電力企業倫理綱領の見直しを実施しております。

○　中国電力グループ経営ビジョンのもと，中期経営計画を策定のうえ，電気事業を中心とした事業を展開するにあたり，取締役会を12回開催し，経営の基本方針等の決定を行うとともに業務執行状況等の報告を受け，取締役の職務執行を監督しております。

また，企業倫理委員会を４回開催し，コンプライアンス推進施策や企業倫理相談窓口への対応に関する社外有識者等からの積極的な提言・意見等をもとに，コンプライアンスの推進に継続的に取り組んでおります。

なお，コーポレートガバナンス・コードに定める各原則については，すべて実施し，その旨を開示しております。

○　事業活動に潜むリスクを的確に把握し，未然防止に向けた施策を実施するとともに，その対応状況を毎年経営会議に報告を行っております。また，危機に際しては，迅速かつ適切に対応するため，危機管理責任者（コンプライアンス推進部門長）に経営リスク情報を一元的に集約する危機管理体制のもとで危機の最小化に向けて取り組んでおります。

○　グループ経営要綱において，グループ経営の原則およびグループ企業の管理・支援等のしくみを定めており，グループ中期経営計画および重要事項に関する協議・報告ならびに社長会議等を通じて，グループ企業の事業活動に対する指導・支援等を行っております。また，グループ企業の取締役をメンバーとするエネルギアグループコンプライアンス・リスク管理責任者会議の開催（年２回）や当社からグループ企業への訪問等を通じて，グループ企業のコンプライアンス推進およびリスク管理について積極的に関与しております。

○　当社の考査部門は，内部監査基本計画に基づき，監査等委員会および会計監査人と連携を図りながら，当社およびグループ企業等の監査を実施しております。

○　当社およびグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項等については，監査等委員会への報告規程に基づき，速やかに監査等委員会へ報告を行っております。

また，監査等委員会は，意思決定の経過および業務執行の状況を把握するため，経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させております。

監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的として，代表取締役と監査等委員４名（うち社外取締役３名）をメンバーとする意見交換会を開催（年２回）し，ガバナンス体制のあり方等に対する意見交換を実施しております。

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

2019年 4月 1日から
2020年 3月 31日まで

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	185,527	17,048	384,711	△ 38,775	548,512
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	11,496	11,496			22,993
剰余金の配当			△ 17,211		△ 17,211
親会社株主に帰属する当期純利益			90,056		90,056
自己株式の取得				△ 18	△ 18
自己株式の処分		△ 0		1	1
持分法の適用範囲の変動			△ 1,688		△ 1,688
その他		△ 0		0	△ 0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	11,496	11,495	71,156	△ 16	94,132
当連結会計年度末残高	197,024	28,544	455,867	△ 38,791	642,644

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	10,258	267	△ 804	△ 2,726	6,995	3,147	558,655
当連結会計年度変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）							22,993
剰余金の配当							△ 17,211
親会社株主に帰属する当期純利益							90,056
自己株式の取得							△ 18
自己株式の処分							1
持分法の適用範囲の変動							△ 1,688
その他							△ 0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△ 4,325	1,574	△ 640	△ 2,930	△ 6,322	232	△ 6,089
当連結会計年度変動額合計	△ 4,325	1,574	△ 640	△ 2,930	△ 6,322	232	88,043
当連結会計年度末残高	5,933	1,841	△ 1,444	△ 5,656	673	3,380	646,698

連　結　注　記　表

2019年　4月　1日から
2020年　3月 31日まで

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　22社

連結子会社は，中電工業㈱，中電プラント㈱，中国計器工業㈱，㈱エネルギアＬ＆Ｂパートナーズ，中電環境テクノス㈱，㈱エネルギア・コミュニケーションズ，㈱エネルギア・ビジネスサービス，㈱エネルギア・ソリューション・アンド・サービス，㈱パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス，Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.，Chugoku Electric Power International Netherlands B.V.，Chugoku Electric Power America, LLC，中国電力ネットワーク㈱，㈱電力サポート中国，㈱アドプレックス，中電技術コンサルタント㈱，千葉パワー㈱，㈱エネルギア・スマイル，㈱エネルギア・ロジスティックス，テンパール工業㈱，中国高圧コンクリート工業㈱，㈱エネルギア介護サービスである。

中国電力ネットワーク㈱については，当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

連結の範囲から除外した非連結子会社は，Chugoku Electric Power Singapore Pte.Ltd.，Ｃ＆Ｃインベストメント㈱，日電工業㈱，中国ベンド㈱，中国レコードマネジメント㈱，TEMPEARL INDUSTRIAL (VIETNAM) CO.,LTD.であり，その総資産，売上高，当期純損益及び利益剰余金の規模等からみて，それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり，かつ，全体としてもその影響に重要性がない。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数　4社
持分法を適用した関連会社の数　　15社

持分法を適用した関連会社は，瀬戸内共同火力㈱，㈱福利厚生倶楽部中国，水島エルエヌジー㈱，瀬戸内パワー㈱，大崎クールジェン㈱，海田バイオマスパワー㈱，エア・ウォーター＆エネルギア・パワー山口㈱，エア・ウォーター＆エネルギア・パワー小名浜㈱，㈱中電工，中国電機製造㈱，ハウスプラス中国住宅保証㈱，㈱小月製鋼所，3B Power Sdn.Bhd.，Jimah East Power Sdn.Bhd.，TOYO THAI POWER MYANMAR CO.，LTDである。

3B Power Sdn.Bhd.，Jimah East Power Sdn.Bhd.，TOYO THAI POWER MYANMAR CO.，LTDについては，当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めている。

持分法を適用していない非連結子会社（Chugoku Electric Power Singapore Pte.Ltd. 他）及び関連会社（CPC エナジー㈱ 他）は，それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり，かつ，全体としてもその影響に重要性がない。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券

その他有価証券　　時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は主として移動平均法により算定している。）
時価のないもの … 主として移動平均法による原価法

(ﾛ) デリバティブ

時価法

(ﾊ) たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ) 償却方法

有形固定資産 … 定額法
無形固定資産 … 定額法

(ﾛ) 耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

(3) 重要な引当金の計上基準

(ｲ) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(ﾛ) 災害復旧費用引当金

2018年7月の豪雨災害により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため，当連結会計年度末における見積額を計上している。

(ﾊ) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定に基づき，改正前の電気事業法第36条の規定により，「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(ｲ) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお，特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を，振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ取引，商品スワップ取引，通貨スワップ取引

ヘッジ対象 … 当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務に関わる，市場変動リスクの軽減・回避を目的とし，キャッシュ・フローを固定化，又は資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし，特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については，有効性の評価を省略している。

(ﾛ) のれんの償却方法及び償却期間

20 年以内に均等償却している。ただし，金額に重要性が乏しい場合には，発生した期に一時償却することとしている。

(ﾊ) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については，電気事業会計規則により，資産の取得原価に算入している。

(ﾆ) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり，定額法で電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

ただし，エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合で，積立期間延長申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは，特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して 10 年（廃止日が発電開始月から 40 年を経過している場合は，発電開始月から 50 年）が経過する月までの期間にわたり，定額法で費用計上することとなる。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は，解体費の総見積額を基準として計上している。

(ﾎ) 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は，「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 40 号，以下「改正法」という。）に基づき，使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ，機構が再処理等を実施することになった。なお，改正法第 4 条第 1 項に基づき，原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

また，2004 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，2005 年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異は，「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年経済産業省令第 94 号）附則第 4 条に基づき，改正法の施行日以降，2019 年度までの間，毎期均等の 3,306 百万円を電気事業営業費用として計上している。

なお，機構に対する拠出金には改正法第 2 条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており，当該拠出金については，使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(ﾍ) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため，当連結会計年度末における見込額に基づき，退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については，主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 1 年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は，各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については，税効果を調整の上，純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(ﾄ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

(ﾁ) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(リ) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社等は，「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については，「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号　2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより，「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号　2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず，繰延税金資産及び繰延税金負債の額について，改正前の税法の規定に基づいて計上する方法によっている。

(ヌ) 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(会計方針の変更に関する注記)

有形固定資産の減価償却方法の変更

当社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法については，従来，定率法を採用していたが，当連結会計年度より定額法に変更している。

当社を取り巻く事業環境は，電力システム改革の進展や，東日本大震災を契機とした電力消費のあり方の変化などにより，近年大きく変化している。制度面では，2016 年に電力の小売全面自由化，2020 年 4 月に法的分離が実施され，電力システム改革による競争は，益々激化していくことが予想される。

このような状況の中，電力消費のあり方については，業務用需要では主要業種の堅調な推移が見込めるものの，既に始まった人口減少社会の到来や，東日本大震災を契機とした節電・省エネ志向等により家庭用需要が減少する見込みであることから，今後 10 年間の当社エリアにおける電力需要をほぼ横ばいと想定した。

電力需要の変化にあわせ，「2019 年度中期経営計画」の重点実施事項において，今後は設備投資の目的を拡充から機能維持へシフトし，設備の更なる安定稼働に取り組む方針としたことから，減価償却方法としては投資効果を収益に対して長期安定的に配分する定額法がより実態に即していると判断した。

この結果，従来の方法に比べて，当連結会計年度の営業利益が 21,480 百万円，経常利益及び税金等調整前当期純利益が 21,372 百万円，それぞれ増加している。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書関係

前連結会計年度において，独立掲記していた「営業外収益」の「固定資産売却益」は，金額的重要性が乏しくなったため，当連結会計年度より「その他の営業外収益」に含めて表示している。

なお，前連結会計年度の「固定資産売却益」は 1,573 百万円である。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社

担保資産

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

担保付債務

社債	921,523 百万円
（1年以内に償還すべき金額を含む。）	
株式会社日本政策投資銀行借入金	325,000 百万円
（1年以内に返済すべき金額を含む。）	

(2) 連結子会社

担保資産

その他の固定資産	585 百万円

担保付債務

長期借入金	1,200 百万円
（1年以内に返済すべき金額を含む。）	

2. 有形固定資産の減価償却累計額　4,408,303 百万円

3．偶発債務

保証債務

日本原燃株式会社	49,266 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	23,504 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー山口株式会社	12,983 百万円
海田バイオマスパワー株式会社	11,650 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー小名浜株式会社	9,181 百万円
3B Power Sdn. Bhd.	7,735 百万円
水島エルエヌジー株式会社	4,133 百万円
Orchid Wind Power GmbH	3,998 百万円
水島エコワークス株式会社	3,915 百万円
その他	1,049 百万円
合計額	127,417 百万円

4．会社法以外の法令の規定により計上している引当金

渇水準備引当金（「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項及び改正前の電気事業法第 36 条）

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	371,055,259	16,099,433	－	387,154,692

（変動事由）

増加数の主な内訳

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加　16,099,433 株

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	26,813,562	13,259	1,682	26,825,139

（変動事由）

増加数の主な内訳

単元未満株式の買取りによる増加　13,259 株

減少数の主な内訳

単元未満株式の売渡しによる減少　1,214 株

持分法適用会社の持分比率減少に伴う自己株式（当社株式）の当社帰属分の減少　468 株

3．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	8,606 百万円	25.00 円	2019 年 3 月 31 日	2019 年 6 月 27 日
2019 年 10 月 31 日 取締役会	普通株式	8,605 百万円	25.00 円	2019 年 9 月 30 日	2019 年 11 月 29 日

（注）配当金の総額は内部取引消去後

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において，次の議案を付議する。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,014 百万円	25.00 円	2020 年 3 月 31 日	2020 年 6 月 26 日

（注）配当金の総額は内部取引消去前

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは，事業の大半を電気事業が占めており，事業を行ううえで必要な設備投資資金・運転資金を，計画に基づき，主に社債，長期借入金，短期借入金及びコマーシャル・ペーパーにより調達している。資金運用については，計画に基づいて安全性の高い金融資産で運用することとしている。

デリバティブ取引は，当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務（実需取引）のみを対象とすることを原則とし，投機目的の取引は行わない。

長期投資（その他有価証券）は，主に業務上の関係を有する企業の株式であり，定期的に株式の時価や出資先の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金はその過半を電気事業に係る債権が占め，顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては，電気供給約款等に基づき，顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

社債及び借入金は主に設備投資資金として調達している。有利子負債残高の多くは固定金利で調達した長期資金（社債，長期借入金）であるため，市場金利の変動による業績への影響は限定的と考えられる。

支払手形及び買掛金は，そのほとんどが1年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は，市場変動リスクの軽減・回避を目的に，金利スワップ取引，商品スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用している。当社ではデリバティブ取引の執行箇所から独立した管理箇所を設置し，実施決定権限，執行・報告・管理方法等を定めた社内規程に従って，取引を適切に管理している。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 長期投資			
その他有価証券	12,599	12,599	－
(2) 現金及び預金	67,401	67,401	－
(3) 受取手形及び売掛金	128,572	128,572	－
負債			
(4) 社債	921,523	935,279	13,756
(5) 長期借入金	1,182,834	1,201,356	18,522
(6) 短期借入金	67,195	67,195	－
(7) 支払手形及び買掛金	56,223	56,223	－
(8) デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(160)	(160)	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	(414)	(414)	－

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 長期投資（その他有価証券）

取引所の価格によっている。

(2) 現金及び預金，及び(3) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額に近似していることから，当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

市場価格があるものは市場価格に基づき，市場価格のないものは，元利金合計額を同様の社債発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定，又は取引金融機関等から提示された価格によっている。

(5) 長期借入金

固定金利によるものは，元利金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映し，また，当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから，時価は帳簿価額と近似していると考えられるため，当該帳簿価額によっている。

(6) 短期借入金，及び(7) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額に近似していることから，当該帳簿価額によっている。

(8) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等によっている。

金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは，ヘッジ対象と一体として処理されているため，その時価は，当該ヘッジ対象の時価に含めて記載している。

（注2）非上場株式等の有価証券（連結貸借対照表計上額39,696百万円）は，市場価格がなく，かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず，時価を把握することが極めて困難と認められるため，「(1) 長期投資（その他有価証券）」には含めていない。

（注3）社債及び長期借入金については，1年以内に返済予定のものを含めている。

（注4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており，合計で正味の債務となる場合は（ ）で示している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額　　1,785円36銭
1株当たり当期純利益　　258円59銭

(その他の注記)

1．連結損益計算書における特別損益科目の説明

特別損失

2020年2月25日開催の取締役会において，岩国発電所の廃止を決定したことに伴い，発電所設備等の減損損失2,114百万円，及び貯蔵品評価損106百万円を計上している。

減損損失を計上した資産については以下のとおりである。

(ｲ) グルーピングの方法

電気事業に使用している固定資産は，発電から販売に至るまですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから，全体を1つの資産グループとしている。

電気事業以外の事業に使用している固定資産は，事業毎又は地点毎としている。

上記以外のその他の固定資産については，原則として地点毎又は個別資産毎としている。

(ﾛ) 資産の概要及び金額

グルーピングをもとに認識された減損損失は2,114百万円（その他の固定資産）であり，固定資産は以下のとおりである。

資産	場所	種類	減損損失（百万円）
岩国発電所	山口県岩国市	土　　地	292
		建　　物	283
		構 築 物	1,216
		機械装置	320
		そ の 他	0
合　計			2,114

(ﾊ) 回収可能価額の算定方法

対象資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し，当該減少額を減損損失として岩国発電所廃止損失に計上している。回収可能価額は正味売却価額により測定しており，路線価に基づく評価額から処分費用見込額等を控除して算定している。

2．「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」の一部改正に伴う原子力発電工事償却準備引当金の取崩し

(1) 事象の内容

「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令（平成19年経済産業省令第20号)」(以下,「省令」という。)の一部を改正する省令（以下,「改正省令」という。）が，2019年8月2日に施行され，省令の対象発電事業者は，有形固定資産について定率法によって減価償却を行う者とされた。

当社は，当連結会計年度より，有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更しており，本改正省令施行後の対象発電事業者に該当しないことから，2019年度第2四半期連結会計期間末時点の原子力発電工事償却準備引当金の残高全額を取崩している。

(2) 取崩し額

86,739百万円（うち2019年度第2四半期連結累計期間計上額　457百万円）

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

本取崩しに伴い，2019年度第2四半期連結決算において，原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）を計上することにより，税金等調整前当期純利益が，86,739百万円増加している。

■計算書類

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2019 年 4 月 1 日 から
2020 年 3 月 31 日 まで

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	185,527	16,676	50	46,381	6	62	158,500	29,067	△ 38,382	397,891
当事業年度変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	11,496	11,496								22,993
海外投資等損失準備金の取崩					△ 3			3		―
特定災害防止準備金の積立						1		△ 1		―
剰余金の配当								△ 17,225		△ 17,225
当期純利益								87,707		87,707
自己株式の取得									△ 18	△ 18
自己株式の処分			△ 0						1	1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額（純額）										
当事業年度変動額合計	11,496	11,496	△ 0	―	△ 3	1	―	70,483	△ 16	93,458
当事業年度末残高	197,024	28,173	50	46,381	3	63	158,500	99,551	△ 38,399	491,350

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	6,220	△ 377	5,843	403,735
当事業年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				22,993
海外投資等損失準備金の取崩				―
特定災害防止準備金の積立				―
剰余金の配当				△ 17,225
当期純利益				87,707
自己株式の取得				△ 18
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額（純額）	△ 2,775	78	△ 2,697	△ 2,697
当事業年度変動額合計	△ 2,775	78	△ 2,697	90,761
当事業年度末残高	3,445	△ 298	3,146	494,496

（注） 資本剰余金及び利益剰余金の各合計欄は記載を省略している。

個　別　注　記　表

2019年　4月　1日から
2020年　3月 31日まで

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの

… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準 … 原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

評価方法　貯蔵品のうち石炭，燃料油，ガス及び一般貯蔵品 … 総平均法

特殊品 … 個別法

2．固定資産の減価償却の方法

償却方法

有形固定資産 … 定額法

無形固定資産 … 定額法

耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1 年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は，各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 災害復旧費用引当金

2018年7月の豪雨災害により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため，当事業年度末における見積額を計上している。

(4) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定に基づき，改正前の電気事業法第36条の規定により，「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

4．その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に費用としている。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお，特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を，振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引，商品スワップ取引，通貨スワップ取引

ヘッジ対象…当社業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社業務から発生する債権・債務に関わる，市場変動リスクの軽減・回避を目的とし，キャッシュ・フローを固定化，又は資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし，特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については，有効性の評価を省略している。

(3) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については，電気事業会計規則により，資産の取得原価に算入している。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり，定額法で原子力発電施設解体費として費用計上する方法によっている。

ただし，エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合で，積立期間延長申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは，特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して 10 年（廃止日が発電開始月から 40 年を経過している場合は，発電開始月から 50 年）が経過する月までの期間にわたり，定額法で費用計上することとなる。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は，解体費の総見積額を基準として計上している。

(5) 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は，「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 40 号，以下「改正法」という。）に基づき，使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ，機構が再処理等を実施することになった。なお，改正法第 4 条第 1 項に基づき，原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として費用計上する方法によっている。

また，2004 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，2005 年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異は，「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年経済産業省令第 94 号）附則第 4 条に基づき，改正法の施行日以降，2019 年度までの間，毎期均等の 3,306 百万円を使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

なお，機構に対する拠出金には改正法第 2 条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており，当該拠出金については，使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(8) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は，「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については，「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号　2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより，「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号　2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず，繰延税金資産及び繰延税金負債の額について，改正前の税法の規定に基づいて計上する方法によっている。

(9) 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

（会計方針の変更に関する注記）

有形固定資産の減価償却方法の変更

当社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法については，従来，定率法を採用していたが，当事業年度より定額法に変更している。

当社を取り巻く事業環境は，電力システム改革の進展や，東日本大震災を契機とした電力消費のあり方の変化などにより，近年大きく変化している。制度面では，2016 年に電力の小売全面自由化，2020 年 4 月に法的分離が実施され，電力システム改革による競争は，益々激化していくことが予想される。

このような状況の中，電力消費のあり方については，業務用需要では主要業種の堅調な推移が見込めるものの，既に始まった人口減少社会の到来や，東日本大震災を契機とした節電・省エネ志向等により家庭用需要が減少する見込みであることから，今後 10 年間の当社エリアにおける電力需要をほぼ横ばいと想定した。

電力需要の変化にあわせ，「2019 年度中期経営計画」の重点実施事項において，今後は設備投資の目的を拡充から機能維持へシフトし，設備の更なる安定稼働に取り組む方針としたことから，減価償却方法としては投資効果を収益に対して長期安定的に配分する定額法がより実態に即していると判断した。

この結果，従来の方法に比べて，当事業年度の営業利益が 21,802 百万円，経常利益及び税引前当期純利益が 21,841 百万円，それぞれ増加している。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保権を設定している資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債	921,523 百万円
（1年以内に償還すべき金額を含む。）	
株式会社日本政策投資銀行借入金	325,000 百万円
（1年以内に返済すべき金額を含む。）	

2．有形固定資産の減価償却累計額　4,302,227 百万円

3．偶発債務

社債，借入金及びコマーシャル・ペーパー等に対する保証債務

日本原燃株式会社	49,266 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	23,504 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー山口株式会社	12,983 百万円
海田バイオマスパワー株式会社	11,650 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー小名浜株式会社	9,181 百万円
3B Power Sdn.Bhd.	7,735 百万円
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.	7,329 百万円
水島エルエヌジー株式会社	4,133 百万円
Orchid Wind Power GmbH	3,998 百万円
水島エコワークス株式会社	3,915 百万円
その他	1,039 百万円
合計額	134,737 百万円

4．関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する長期金銭債権	29,832 百万円
関係会社に対する短期金銭債権	15,101 百万円
関係会社に対する長期金銭債務	5,000 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	64,693 百万円

5．損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ＬＮＧ供給事業

専用固定資産	52 百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	2,181 百万円
合計額	2,233 百万円

6．会社法以外の法令の規定により計上している引当金

渇水準備引当金（「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項及び改正前の電気事業法第 36 条）

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引高　費用　114,042 百万円，　収益　86,352 百万円

営業取引以外の取引高　912 百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　26,562,422 株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
減価償却資産償却超過額	23,712 百万円
資産除去債務	12,718 百万円
修繕等工事費用	6,027 百万円
使用済燃料再処理費用	2,275 百万円
賞与等未払計上額	2,211 百万円
その他	13,076 百万円
繰延税金資産小計	60,022 百万円
評価性引当額	△ 14,442 百万円
繰延税金資産合計	45,579 百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△ 1,313 百万円
その他	△ 123 百万円
繰延税金負債合計	△ 1,437 百万円
繰延税金資産の純額	44,141 百万円

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額　1,371円34銭
1株当たり当期純利益　251円65銭

（その他の注記）

1．企業結合等関係

共通支配下の取引等

当社は，2019年4月26日開催の取締役会決議に基づき，2020年4月1日付で，一般送配電事業及び離島における発電事業等を，会社分割（吸収分割）の方法によって「中国電力ネットワーク株式会社」に承継した（以下，この会社分割を「本件吸収分割」という）。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及び当該事業の内容

一般送配電事業，離島における発電事業　等

②企業結合日

2020年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし，当社の100%子会社である中国電力ネットワーク株式会社を承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

中国電力ネットワーク株式会社

⑤その他の取引の概要に関する事項

2015年6月に改正された電気事業法において，2020年4月までの送配電部門の法的分離が求められた。当社は，送配電事業の一層の中立性を確保しつつ，これまで培ってきた効率性や業務品質を維持していくため，発電事業及び小売電気事業を担う当社を事業持株会社とし，送配電事業を子会社として分社する形で本件吸収分割を実施した。

当社は，送配電部門の法的分離後も，事業環境の変化や社会からの要請に対応し，引き続き効率的で競争力のある事業運営体制を構築していくことを通じて，中国電力グループ全体としての企業価値の向上を目指していく。

分割する資産，負債の項目及び帳簿価額

（資産）		（負債）	
固定資産	960,419 百万円	固定負債	26,456 百万円
流動資産	49,043 百万円	流動負債	78,024 百万円
合　計	1,009,463 百万円	合　計	104,481 百万円

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき，共通支配下の取引として会計処理している。

2．損益計算書における特別損益科目の説明

特別損失

2020 年 2 月 25 日開催の取締役会において，岩国発電所の廃止を決定したことに伴い，固定資産に係る減損損失と貯蔵品評価損を計上している。

なお，固定資産に係る減損損失は，岩国発電所の発電設備等について，投資の回収が困難であることから，帳簿価額を回収可能価額まで減額し，減損損失 2,114 百万円を計上している。

また，貯蔵品評価損は，岩国発電所の貯蔵品のうち，他事業所等への転用見込がないものについて，貯蔵品評価損 106 百万円を計上している。

3．「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」の一部改正に伴う原子力発電工事償却準備引当金の取崩し

(1) 事象の内容

「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令（平成 19 年経済産業省令第 20 号)」(以下,「省令」という。）の一部を改正する省令（以下,「改正省令」という。）が，2019 年 8 月 2 日に施行され，省令の対象発電事業者は，有形固定資産について定率法によって減価償却を行う者とされた。

当社は，当事業年度より，有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更しており，本改正省令施行後の対象発電事業者に該当しないことから，2019 年度第 2 四半期会計期間末時点の原子力発電工事償却準備引当金の残高全額を取崩している。

(2) 取崩し額

86,739 百万円（うち 2019 年度第 2 四半期累計期間計上額　457 百万円）

(3) 当該事象の損益に与える影響額

本取崩しに伴い，2019 年度第 2 四半期決算において，原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）を計上することにより，税引前当期純利益が，86,739 百万円増加している。